

# 金融商品取引法の改正—店頭デリバティブ取引に関する清算機関利用の義務付けを中心に—

## 概要

平成22年5月12日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、19日に公布された（以下「改正法」という。）。改正法及び改正法に関する政令（以下「改正施行令」という。）、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（以下「改正清算機関府令」という。）は、平成23年4月1日から施行された。改正法には、店頭デリバティブ取引の清算及び決済の安定性及び透明性を向上させるために、金融商品取引清算機関の利用を義務付けること、取引の性質に応じて以下の異なる種類の清算機関の利用が可能であること等が規定されている。

- ・国内の清算機関による清算
- ・相互に連携する国内及び海外の清算機関による清算
- ・海外の清算機関による清算

また、店頭デリバティブ取引に対する不招請勧誘禁止の規制が改正され、かかる規制の対象範囲（規制される取引の種類）が拡大された。

さらに、改正施行令及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の改正（以下「改正定義府令」という。）によって、不動産デリバティブ取引に対する業規制・行為規制が導入された。

## 店頭デリバティブ取引に関する金融商品取引清算機関の利用の義務付け

### 1. 金融商品取引清算機関の利用が義務づけられる対象取引

金融商品取引清算機関による清算が義務づけられるのは、店頭デリバティブ取引等のうち、「取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものについて」である。詳細は、後日、内閣府令等（以下「府令等」という。）により定められる（下記第2項参照）。

## 主要トピック

### 概要

店頭デリバティブ取引に関する金融商品取引清算機関の利用の義務付け

金融商品取引清算機関制度の創設

取引情報の保存及び報告

店頭デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制の強化

不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

岡本 雅之（おかもと まさゆき）  
直通電話番号：+81 3 5561 6665  
電子メール：  
[masayuki.okamoto@cliffordchance.com](mailto:masayuki.okamoto@cliffordchance.com)

Peter Kilner（ピーター・キルナー）  
直通電話番号：+81 3 5561 6619  
電子メール：  
[peter.kilner@cliffordchance.com](mailto:peter.kilner@cliffordchance.com)

クリフォードチャンス法律事務所  
外国法共同事業  
〒107-0052  
東京都港区赤坂2丁目17番7号  
赤坂溜池タワー7階  
[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

## 2. 利用される金融商品取引清算機関

利用される金融商品取引清算機関は、その取引の特性により異なる。

### (1) 免許を受けた金融商品取引清算機関（以下「国内清算機関」という。）による清算<sup>1</sup>

国内清算機関で清算しなければならない店頭デリバティブ取引の種類については、後日、府令等で定められる。例えば、日本における企業の破たんと密接に関連しているものが考えられている。金融庁は、CDSのうち iTraxx Japan であって、取引規模の大きい金融機関相手の取引を想定しているようである。

### (2) 国内清算機関、リンク方式（以下に定義する。）又は免許を受けた外国金融商品取引清算機関（以下「外国清算機関」という。）による清算<sup>2</sup>

国内清算機関、リンク方式又は外国清算機関による清算が義務づけられる店頭デリバティブ取引は、後日、府令等により定められる。金融庁は、プレーン・バニラ型の円金利スワップ取引で、取引規模の大きい金融機関相手の取引を想定しているようである。

「リンク方式」とは連携する複数の清算機関による清算を意味し、以下の方式が考えられる。

- ① 国内清算機関と他の国内清算機関との連携
- ② 国内清算機関と外国清算機関との連携
- ③ 国内清算機関と外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う（但し、日本における免許は取得していない）機関（連携外国清算機関）との連携

## 3. 清算義務の対象業者

金融商品取引業者及び登録金融機関が金融商品取引清算機関利用義務の対象となる。

## 4. 施行日

現時点では未定であるが、2012年11月までに施行される。

## 金融商品取引清算機関制度の創設

### 1. 国内清算機関

改正法の下では、国内清算機関は、内閣総理大臣の免許を受けて日本において金融商品債務引受業を行うことができる。

#### (1) 金融商品債務引受業の定義

従来は、金融商品債務引受業は、対象取引に基づく「債務の引受け」と定義されていた。改正法は、これを「債務を、引受、更改その他の方法により負担すること」と拡大した。

<sup>1</sup> 改正法第156条の62第1号

<sup>2</sup> 改正法第156条の62第2号

海外の清算機関が清算を行う取引のうち日本の資本市場に与える影響等が軽微であるとして金融庁長官が指定する取引は、金融商品債務引受業の対象となる取引から除外される<sup>3</sup>。

(2) 免許

金融商品取引法における業務の免許にかかる標準的申請手続に加え、「未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること」が要求される。

(3) 改正法における規制の追加

国内清算機関に対して以下の規制が追加された。

① 資本金規制

国内清算機関の最低資本金の額は10億円である<sup>4</sup>。

② 主要株主にかかる認可等

イ 国内清算機関の総株主の議決権の5%を超える議決権の保有者となった者は、対象議決権保有届出書を内閣総理大臣へ提出しなければならない。

ロ 20%以上の議決権の取得・保有をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。

2. 外国清算機関<sup>5</sup>

改正法においては、外国の法令に準拠して設立された法人で、外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者は、内閣総理大臣の免許を受けて日本において金融商品債務引受業を行うことが可能になった。これにより海外の清算機関は、日本において直接日本の顧客を相手に清算業務を提供することが認められた。

(1) 免許

外国清算機関の免許審査基準は、金融商品債務引受業に関して上述した1(2)の基準と類似している。

(2) 追加の規制

① 日本における代表者を定めること<sup>6</sup>

② 外国の法令に準拠して設立された法人で、当該外国において、金融商品債務引受業と同種類の業務を業務を開始してから3年を経過していること<sup>7</sup>

<sup>3</sup> 改正施行令第1条の18の2及び第1条の19

<sup>4</sup> 改正施行令第19条の4の2

<sup>5</sup> 改正法第156条の20の2乃至15

<sup>6</sup> 改正法第156条の20の3第1項第6号

<sup>7</sup> 改正施行令第19条の4の4、19条の4の5

- ③ 外国で金融商品債務引受業を行うために必要な免許と同種類の免許等を受けていること<sup>8</sup>
- ④ 貸借対照表及び損益計算書を、各事業年度終了後 3 か月以内に、金融庁長官に提出すること<sup>9</sup>

### (3) 留意点

国内清算機関に課せられる資本金規制及び主要株主規制は、外国清算機関に対しては課されない。もっとも、免許申請にあたっては、申請者の総株主の議決権の 10%以上の議決権を保有している者の名称、所在地、保有議決権数、申請者の議決権の過半数を保有している親法人、申請者が議決権の過半数を保有している子法人の各概要を記載した書面を添付する必要がある<sup>10</sup>。また、それぞれの変更時には、届出が必要である<sup>11</sup>。

## 3. リンク方式<sup>12</sup>

改正法の下では、国内清算機関は、内閣総理大臣の認可を受けて、他の国内清算機関、外国清算機関又は連携外国清算機関と連携契約を締結し、かかる清算機関と連携して日本において金融商品債務引受業を営むことができる。これにより海外の清算機関は、内閣総理大臣の免許を受けることなく、日本において清算業務を提供することが可能になった。

### (1) リンク方式の仕組み

リンク方式とは、国内清算機関が、国内であるか海外であるかを問わず他の清算機関と連携することを想定した制度である。以下で紹介するものを含め、改正法は予想される取引の様々な組み合わせを想定している<sup>13</sup>。ここで留意すべきことは、国内清算機関又は他の清算機関の清算参加者及び当該清算参加者の相手方との間で取引がまず最初に合意されていることを前提としていることである。

以下の 4 つのリンク方式の類型が定められている<sup>14</sup>（各類型においては、清算参加者及び清算参加者の相手方の債権が国内清算機関と第三者清算機関（下記に定義される。）に対する債権に置き換わる（下記参照））。

<sup>8</sup> 改正法 156 条の 20 の 4 第 1 項第 1 号

<sup>9</sup> 改正法第 188 条、改正清算機関府令第 49 条第 1 項

<sup>10</sup> 改正清算機関府令第 30 条第 1 項第 1 号、第 2 号

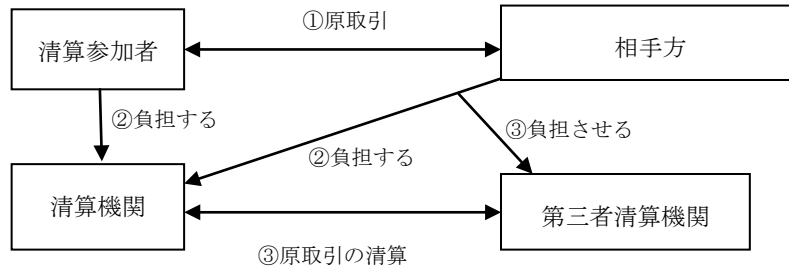
<sup>11</sup> 改正法第 156 条の 20 の 11

<sup>12</sup> 改正法第 156 条の 20 の 16 乃至 18

<sup>13</sup> 改正清算機関府令第 38 条

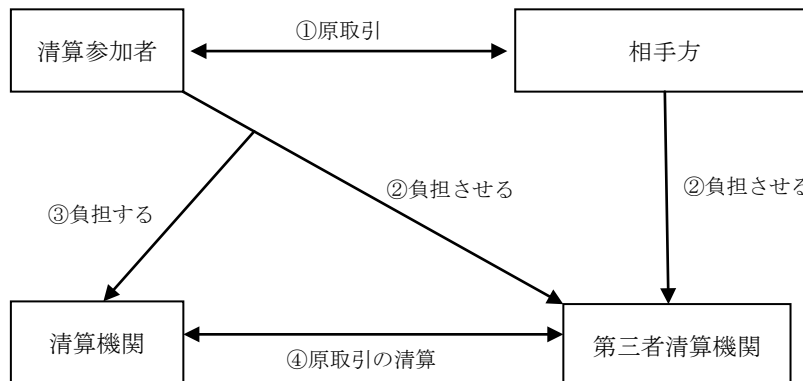
<sup>14</sup> 改正清算機関府令第 38 条

- ① 対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務は第三者に負担させる行為<sup>15</sup>



第三者清算機関＝他の国内清算機関、外国清算機関、又は連携外国清算機関

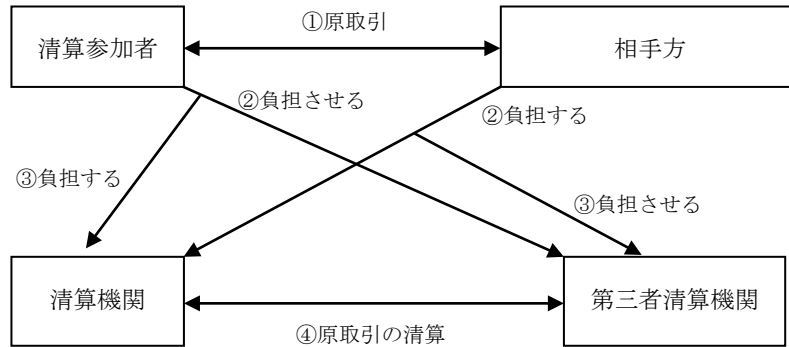
- ② 対象取引にかかる清算参加者の債務および当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為<sup>16</sup>



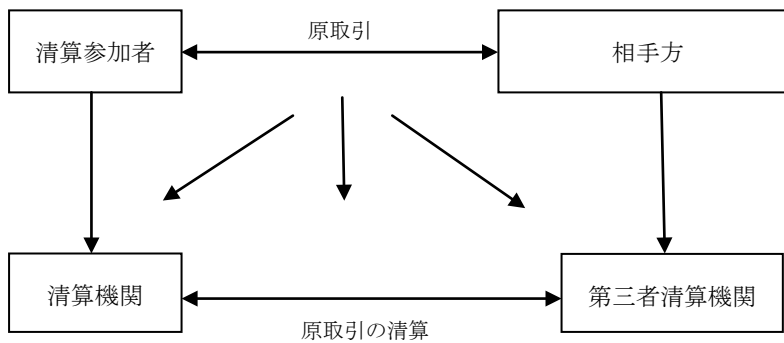
<sup>15</sup> 改正清算機関府令第 38 条第 1 号

<sup>16</sup> 改正清算機関府令第 38 条第 2 号

- ③ 対象取引に係る清算参加者の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務を第三者に負担させ、かつ、当該清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務を自らが負担する行為<sup>17</sup>



- ④ 全ての対象取引に係る債権債務の清算をカバーする包括条項が定められている<sup>18</sup>。



<sup>17</sup> 改正清算機関府令第38条第3号

<sup>18</sup> 改正清算機関府令第38条第4号

(2) 認可

- ① 連携契約を締結する機関ごとに認可を受けなければならない。
- ② 認可審査基準は、上記 1(2)と類似している。連携する清算機関が連携外国清算機関である場合には、上記 2(2)②及び③で説明した要件がかかる連携外国清算機関にも課される。

国内清算機関、外国清算機関又はリンク方式それぞれについての様々な要件の概要につき別表参照。

### 取引情報の保存及び報告<sup>19</sup>

店頭デリバティブ取引については、リスク要因の特定が可能となるような情報を当局及び投資家が取得する必要があるため、当局の情報取得確保を目的として以下の制度整備を行った。

1. 金融商品取引業者及び登録金融機関

金融商品取引業者及び登録金融機関は、取引情報を保存し、内閣総理大臣に報告しなければならない。

保存・報告の対象から除外される取引情報として、以下の2つが挙げられる。

- ① 国内清算機関又は外国清算機関において清算された取引に関する取引情報
- ② 金融商品取引業者又は登録金融機関が取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関（海外において取引情報蓄積業務に類する業務を行っている者のうち内閣総理大臣が指定する者をいう。）に対して提供した情報

取引情報に関する詳細は、後日、府令等で定められる。

2. 国内清算機関及び外国清算機関

国内清算機関及び外国清算機関は、当該清算機関で清算した取引に関する取引情報の記録を保存し、内閣総理大臣に報告しなければならない。

3. 取引情報蓄積機関

取引情報蓄積機関は、保存した取引情報について、記録の保存及び内閣総理大臣への報告を行わなければならない。

4. 施行日

現時点では未定だが、2012年11月までに施行される。

### 店頭デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制の強化

投資者保護の強化が必要とされている社会情勢に鑑み、金融商品取引業者は、個人を相手方とする店頭デリバティブ取引について、全般的に不招請勧誘を禁止されることとなった。

<sup>19</sup> 改正法第156条の63乃至84

## 1. 禁止される行為

改正施行令は個人向けの店頭デリバティブ取引について全般的に不招請勧誘を禁止する<sup>20</sup>。これに合わせ、店頭デリバティブ取引に関する再勧誘の禁止（店頭デリバティブ取引に関する契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該契約を締結しない意思（当該勧誘を引続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為）及び顧客の勧誘受諾意思確認義務についても同様に対象範囲を拡大する<sup>21</sup>。

## 2. 許容される行為

金融商品取引業者は、継続的取引関係（店頭金融先物取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引等により区分される。）にある個人の顧客を相手方とする取引<sup>22</sup>や条件付株券貸借取引（例えば、カバード・コール（株式を保有したままコール・オプションを売りに出すこと。）<sup>23</sup>）について不招請勧誘行為をすることができる。

## 3. 施行日

2011年4月1日

## 不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

不動産価格の変動リスクに対するヘッジ手段として、不動産デリバティブ取引に関する需要が高まりつつある状況を踏まえ、投資者保護のために、金融庁は、不動産インデックス・不動産価格等を参照指標とするデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象にした。

改正規定は、(i) 当局や不動産関連業務を行う団体が発表・提供する不動産インデックス・不動産価格等<sup>24</sup>、及び(ii) 当局や不動産関連業務を行う団体が発表・提供する不動産の賃料等<sup>25</sup>をデリバティブ取引の参照指標に追加した。

## 有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化

改正定義府令は、外国業者が、(i) 外国から国内の金融商品取引業者及び他の特定の企業の注文（取次ぎによるものを含む。）を受けける行為や、(ii) 勧誘をすることなく、外国から国内のプロ顧客（金融商品取引業者、適格機関投資家、資本金10億円以上の株式会社等）の注文を受けける行為を金融商品取引法が定める「金融商品取引業」から除外することを明確にした<sup>26</sup>。

<sup>20</sup> 改正施行令16条の4第1項第2号

<sup>21</sup> 改正施行令第16条の4第2項

<sup>22</sup> 改正業府令第116条1項第4号、第5号

<sup>23</sup> 改正業府令第116条1項第3号

<sup>24</sup> 改正施行令第1条の18第4号

<sup>25</sup> 改正定義府令第21条の2

<sup>26</sup> 定義府令第16条第1項第1号の2



【別表】

|                    | 国内清算機関   | 外国清算機関  | リンク方式   |          |                                 |                                 |
|--------------------|--|---|---|----------|---------------------------------|---------------------------------|
|                    |  |   | 国内清算機関  | 他の国内清算機関 | 外国清算機関                          | 連携外国清算機関                        |
| 免許／認可の要否           | 免許<br>(法 156 条の 2)   | 免許<br>(法 156 条の 20 の 2)   | 認可<br>(法 156 条の 20 の 16)                          | 適用なし     | 適用なし                            | 適用なし                            |
| 業規制<br>要求される業務体制   | 未決済債務等の清算が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること<br>(法 156 条の 4)                           | 左に同じ<br>(法 156 条の 20 の 4)   | 左に同じ<br>(法 156 条の 20 の 18)                        | 左に同じ     | 左に同じ                            | 左に同じ                            |
| 業規制<br>要求される業務経験年数 | 適用なし   | 外国において 3 年<br>(施行令 19 条の 4 の 4)                                     | 適用なし  | 適用なし     | 外国において 3 年<br>(施行令 19 条の 4 の 4) | 外国において 3 年<br>(施行令 19 条の 4 の 5) |
| 業規制<br>最低資本金規制     | 10 億円<br>(施行令 19 条の 4 の 2)   | 適用なし  | 追加要件なし  | 適用なし     | 適用なし                            | 適用なし                            |
| 業規制<br>主要株主規制      | 5% (対象議決権保有報告書の提出) (法 156 条の 5 の 3)<br><br>20% (あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けること) (法 156 条の 5 の 5) | 適用なし  | 追加要件なし  | 適用なし     | 適用なし                            | 適用なし                            |
| 行為規制<br>金融庁による監督   | 報告徴収・検査、業務改善命令、業務停止命令、免許の取消し等 (法 156 条の 15 ないし 156 条の 17)                              | 報告徴収・検査、業務改善命令、業務停止命令、免許の取消し等 (法 156 条の 20 の 12 ないし 156 条の 20 の 15) | 業務の全部又は一部停止命令、変更又は禁止命令、認可の取消し等 (法 156 条の 20 の 22) | 左に同じ     | 左に同じ                            | 左に同じ                            |

---

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。  
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

---

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh\* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

\* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh